

海老名市監査委員告示第 3 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、平成19年1月11日付で提出された海老名市職員措置請求について、同法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成19年 3月 9日

海老名市監査委員 三田 弘道

海老名市監査委員 鈴木 輝男

第1 請求の受付

1 請求人 (略)

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、平成19年1月11日これを受理した。

3 請求の要旨

請求書に記載されている事項、請求人が提出した証拠書類及び請求人の陳述等から、請求の要旨を次のように解した。

(要旨)

平成18年度に社会福祉法人海老名市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、海老名市補助金等の交付に関する規則（以下「規則」という。資料-3）により提出した、補助金の交付に関しての補助金交付申請書の受理及び補助金の交付決定の起案・決裁に違法、不当な行為があった。

- 1) 規則第4条第1項に規定するもののうち、(4)交付を受けようとする補助金等の額(申請額86,752,000円と記載)は記載されているが、そのほかに記載が求められている(1)申請者の住所(氏名又は名称は、記載あり)、(2)補助事業の目的及び内容、(3)補助事業の着手及び完了の予定期日、についてはいずれも欠如しており、申請書の体裁を成していない。
- 2) 申請書には“補助金等を交付することの妥当性が認められた”とする根拠となりうる、規則第4条第1項で求められた「補助事業の目的及び内容」等の記載が一切ないにもかかわらず、この申請書を「精査して適正と思われる」とした起案書自体が無効と判断せざるを得ない。

よって、平成18年5月12日付、「海老名市指令1,165号(補助金交付決定通知書)」(資料-6)も当然、無効であると判断される。

- 3) 平成18年度補助金にかかわる事業費内訳表と一般会計資金収支予算書において8,000円の差額があり、精査がなされていない。
- 4) 社協からの補助金申請書の受理及び補助金交付決定の起案・決裁に係わった全ての職員は、地方自治法及び条例等の定めるところに従い職務への専念義務があるにもかかわらず、これに怠慢し、何ら根拠のない補助金の申請に対して違法・不当に公金を支出したことは明らかである。

市長に対して、可及的速やかに社協へ補助金として違法・不当に支出した公金の 86,752,000 円全額を返還させると共に、市長を含めた関係者に減俸、降格等の必要な措置を講ずるように勧告することを請求する。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

請求書内容及び請求人の陳述、証拠書類から判断して、

- (1) 規則第 4 条第 1 項で求められた「補助事業の目的及び内容」等の記載が一切ないにもかかわらず、この申請書を「精査し適正と思われる」とした起案書及び補助金交付決定通知書は、無効であるか。
- (2) 社協からの補助金申請書の受理及び補助金交付決定の起案・決裁に係わった全ての職員は、地方自治法及び条例等の定めるところに従い職務への専念義務があるにもかかわらず、これに怠慢し、何ら根拠のない補助金の申請に対して違法・不当に公金を支出したか。

以上により、市に損害を与えたかどうかを監査の対象とした。

2 監査対象部局

保健福祉部 福祉総務課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 19 年 2 月 1 日に陳述の機会を設けた。その際、資料－ 7、平成 18 年度補助金にかかわる事業費内訳表、資料－ 8、一般会計資金収支予算書の資料が提出された。

4 請求人の証拠書類（すべて写し）

- 資料－ 1 海老名市社会福祉法人の助成に関する条例
- 資料－ 2 海老名市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則
- 資料－ 3 海老名市補助金等の交付に関する規則
- 資料－ 4 平成 18 年度社会福祉法人海老名市社会福祉協議会補助金交付申請書
- 資料－ 5 平成 18 年度社会福祉法人海老名市社会福祉協議会補助金の交付決定について（起案用紙）
- 資料－ 6 補助金の交付決定通知書

資料－ 7 平成 18 年度補助金にかかわる事業費内訳表

資料－ 8 一般会計資金収支予算書

5 職員の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 19 年 2 月 9 日に保健福祉部参事兼福祉総務課長、福祉政策担当副主幹兼社会福祉担当副主幹から事情を聴取した。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求について監査した結果、次の事実が確認できた。

(1) 補助金の交付について

平成 18 年 4 月 28 日、社協は、事業補助金の交付を受けるため、海老名市に対して規則第 4 条に定める事業補助金交付申請書を提出した。同日、市はこれを受理し、平成 18 年 5 月 12 日に規則第 5 条に基づいて交付決定した。

(2) 支出手続き

支出手続きは、法第 232 条の 3 及び海老名市予算決算会計規則第 64 条の規定に基づき平成 18 年 5 月 12 日に支出負担行為を行い、同年 5 月 30 日と同年 10 月 25 日に地方自治法施行令第 162 条による概算払により支出した。

2 監査委員の判断

本件措置請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

今回の「平成 18 年度社会福祉法人海老名市社会福祉協議会への事業補助金」に係る措置請求については、適正な補助金交付決定にもとづいた公金の支出であり、違法又は不当な財務会計上の行為を行い、市に損害を与えたという事実はなく、本請求には理由がないものと判断する。

判断に至った理由は以下のとおりである。

「理 由」

規則第4条(交付の申請)は、補助金等の交付の申請をしようとする者は、(1)申請者の住所及び氏名又は名称、(2)補助事業の目的及び内容、(3)補助事業の着手及び完了の予定期日、(4)交付を受けようとする補助金等の額を記載した申請書を市長に対し、提出しなければならないと規定されている。

本件申請書には、(1)申請者の氏名又は名称、(4)交付を受けようとする補助金等の額について記載はあるが、(1)申請者の住所、(2)補助事業の目的及び内容、(3)補助事業の着手及び完了の予定期日の事項は記載されていない。関係書類として、①補助金に係わる事業費内訳、②歳出執行計画表、③平成18年度事業計画及び収支予算書の3件が添付されている。

このうち、③平成18年度事業計画及び収支予算書には、事業年度として「(自)平成18年4月1日 (至)平成19年3月31日」と明記されており、実質的に(3)補助事業の着手及び完了の予定期日を示すものである。また、一般会計、個別の事業資金別に各事業の目的と事業内容が明記されており、実質的に(2)補助事業の目的及び内容を明らかにするものであり、これにより補助事業の目的及び内容等が把握できるものである。

しかも、本件補助金申請が当市の当初予算で認められたものと同額であるが、これは、社協から提示された予算要望の精査や部内査定等により実質的な審査が行われていたためである。平成17年11月に社協から予算要望が提示され、これに基づき、人件費については市の規程に即した社協の規程に準拠しているかどうか、また事業費については市補助金以外の財源の活用を求めるなど、所管課による十分な精査が行われている。その後、査定を経て、平成18年第1回市議会定例会で議決されたものである。

また、所管課は社協の平成18年3月28日開催の理事会や平成18年3月29日開催の評議員会等に出席することにより、あるいは社協が発行する「社協えびなぬくもり通信」の閲読等により、補助事業の目的及び内容、貸借対照表等については十分に熟知していることから、「補助事業の目的及び内容」等の記載がなくても、社協の補助事業の目的及び内容、財政状況等を念頭において本件補助金申請の当否を検討することができたものと認められる。

これらの審査から平成18年4月28日に行われた本件補助金申請までは、それほど期間の経過はなく、予算査定、予算議決と異なる特段の事情は存しない。

申請書には社協の住所が記載されていないという点については、規則第4条第1項第1号で定める「申請者の住所及び氏名又は名称」の記載は、申請者を特定するためのものと認められるが、社協に関しては海老名市社会福祉法人の

助成に関する条例施行規則（平成7年規則第21号）第2条第5号に助成の対象として「社会福祉法人海老名市社会福祉協議会」として明記されており、規則により特定されていることによる。

なお、平成18年度補助金にかかわる事業費内訳表と一般会計資金収支予算書において8,000円の差額があるとの指摘については、平成18年度補助金にかかわる事業費内訳表は福祉関係のみの内訳表であるのに対し、一般会計資金収支予算書は市の歳出予算5款労働費1項労働諸費からの中小企業退職金共済制度奨励補助金として収入される8,000円を含むものであり、齟齬は生じない。

補助金は、法第232条の2に基づき公益上必要がある場合に支出することができるものである。当該補助金は、本市施策の推進と密接な関連を有する社協が実施する公益的事業や本市施策の補完的事業を対象とし、公共の福祉の増進に寄与するものであり、公益上の必要がある場合に該当するものと認められる。

したがって、補助金交付決定に至る過程で手続き上の瑕疵が存したとはいえ、本件補助金決定を違法とはいえない。

以上により、本件監査請求は、財務会計上の違法、不当な行為が認められないことから、市に損害を与えたという事実はなく、本件監査措置請求は、措置の必要はないものと判断した。

〔 付 言 〕

事業所管課は、財政的援助団体等への補助金の交付決定にあたっては、海老名市補助金等の交付に関する規則を始め、関係法令等を遵守し、交付決定手続きの習熟に努め事務の執行にあたることを望むものである。

さらに、補助金等交付団体に対して補助金交付決定の手続きに際し十分な指導監督にあたることを要望する。